

土地売買等届出（国土法の届出）についてよくあるお問い合わせ

Q&A 一覧

Q1：押印は必要ですか。

Q2：郵送で届出することは可能ですか。

Q3：土地が多数の筆に渡るために届出書欄に書ききれない場合、どうしたらよいのでしょうか。

Q4：届出書の「土地の利用目的に関する事項」の「利用目的」の欄は、利用目的が明確でない場合には、どのように記入したらよいのでしょうか。

Q5：届出の必要な面積について、実測面積と登記面積のどちらで判断したらよいですか。

Q6：停止条件付きの契約であるため、実際に土地を取得できるかわからない場合、どうしたらよいのでしょうか。

Q7：契約書を作成せず、口頭で契約を行いました、その場合も届出は必要ですか。

Q8：公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）に基づく届出を行った土地を購入したのですが、その場合も、契約後に国土利用計画法に基づく届出が必要ですか。

Q9：届出期限を過ぎてしまったのですが、どうしたらよいですか。

Q10：届出をしないとどうなるのでしょうか。

Q1：押印は必要ですか。

A1：不要です。

Q2：郵送で届出することは可能ですか。

A2：可能です。郵送の場合も正本、副本を各1部御用意ください。また、返信用封筒を必ず同封してください。

※郵送での届出の場合、都市計画課に届出書が届いた営業日が受付日となります。郵送の日数を考慮していただき、届出期限に余裕を持って届出を行ってください。

Q3：取引をした土地が複数筆のために、届出書欄に書ききれない場合、どうしたらよいのでしょうか。

A3：欄内に記入できない場合は、届出書欄に「別紙参照」と記載いただき、別紙（任意の様式）に情報を記載してください。

Q4：届出書の「土地の利用目的に関する事項」の「利用目的」の欄は、利用目的が明確でない場合には、どのように記入したらよいのでしょうか。

A4：利用目的が明確でない場合も、必ず記入が必要です。できる限り詳しく記入してください。また、現段階では利用目的が明確でなくても、将来利用する予定がある場合にはその旨を記入してください。

（例）資産保有であり、今後の開発予定は無く、現状の山林のまま保有する予定

（例）現段階では現状維持であるが、将来的に事務所の建設を行う可能性がある

Q5：届出の必要な面積について、実測面積と登記面積のどちらで判断したらよいですか。

A5：届出時点で実測面積がわかっている場合は、実測面積で判断してください。

Q6：停止条件付きの契約であるため、実際に土地を取得できるかわからない場合、どうしたらよいのでしょうか。

A6：停止条件付きの契約であっても、契約日から14日以内に届出が必要です。

Q7：契約書を作成せず、口頭で契約を行いましたが、その場合も届出は必要ですか。

A7：契約書を作成しない口頭契約であっても、それが土地売買等の契約に該当する限りは届出が必要です。「契約日・契約相手・取引を行った土地・購入金額」等の契約条件を書いた書類（任意の様式）を作成いただき、その他必要に応じて、契約書に代わるような書類も提出していただきます。

Q8：公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）に基づく届出を行った土地を購入したのですが、その場合も、契約後に国土利用計画法に基づく届出が必要ですか。

A8：公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）と、国土利用計画法では、法の趣旨が異なります。したがって、公拡法に基づく届出を行ったとしても、国土利用計画法に基づく届出の対象となる土地取引を行った場合には、届出が必要です。

Q9：届出期限を過ぎてしまったのですが、どうしたらよいですか。

A9：届出期限を経過した場合でも、参考として書類を頂戴しています。詳しくは那須塩原市都市計画課へ御相談ください。

Q10：届出をしないとどうなるのでしょうか。

A10：届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

この他、何か御不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください。
那須塩原市 建設部 都市計画課 都市計画係（TEL:0287-62-7159）